様式第３号

|  |  |
| --- | --- |
| 退職手当請求欄 | 　下記記載事項を確認するとともに、関係書類を添えて退職手当を請求します。 |
| フ　リ　ガ　ナ |  | 退職者との続柄（請求者が遺族の場合） |  |
| 請求者氏名（死亡の場合は遺族） | 印　 |
| 請求者住所 |  |
| 退職手当の振込先（請求者本人の口座） | 銀　行・金　庫　　　　　　　　　本店（所）信用組合・農協　　　　　　　　　支店（所） | 普通預金　№ |
| 共済組合未償還貸付金 | 有　　　・　　　無 |
|  |
| 退　職　報　告　欄 | 退職時所属市　町　村　等 |  | 所属所コード |  |  |  |  | 職員番号 |  |  |  |  |  |  |
| 職　　種 | １　特別職　２　一般職　３　常勤的非常勤職員 | 職　名 |  |
| 退職者氏名（生年月日） | （　　年　　月　　日生） | 退職年月日 | 　　　年　　月　　日 |
| 給料表区分 |  | 新条例適用年月日 | １ 平成18年４月１日２ 平成19年４月１日 | 扶養手当・地域手当５年未満の整理退職者のみ | 円 |
| 退職時給料月額 | 級　　号俸（調整給等　　　　含む）円　 | 平成18年３月31日の給料月額 | 級　　号俸（調整給等　　　　含む）円　 |
| 退職時所属市町村等以外の前歴における通算期間 | 無　・　有（団体名：　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 退職事由 | １　自己都合　　　　　　 　６　応募認定[2号]２　定　　年　　　　　　　 （職制改廃・勤務公署移転）３　応募認定[1号] 　　　 　７　整　　理（年齢別構成適正化）　 　８　任期満了４　勧　　奨　　　　　　 　９　任期終了５　事務都合　　　　　　　　（任期付・臨時的任用） | 10　公務上死亡　　　　　　　15　公益的法人派遣11　公務外死亡　　　　　　　16　構成市町村等へ移動　12　公務上傷病　　　　　　　17　懲戒免職13　公務外傷病　　　　　　　18　その他14　通勤傷病  |
| 適用条項（特別職は記入不要） | 市町村職員退職手当条例 | 第　　　　　条第　　　　　項　附則第　　　　　項 |
| 退職日の翌日の勤務先等 | １　引き続き公務員として就職しない２　引き続き公務員として就職する（団体名・職名：　　　　　　　　　　　　　　　）３　公益的法人派遣（派遣先団体名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 支給制限等に関する該当事項 | 無 ・ 有（１　懲戒免職　２　退職時に起訴中　３　その他（　　　　　　　　 　　）） |
| ※以下の項目については、退職手当を請求する者のうち、該当者のみ記入 |
| 調整額区分勤続期間９年以下の自己都合退職者以外の者　　 | １号区分（　　　月） | ２号区分（　　　月） | ３号区分（　　　月） |
| ４号区分（　　　月） | ５号区分（　　　月） | ６号区分（　　　月） |
| ７号区分（　　　月） | ８号区分（　　　月） | ９号区分（　　　月） |
| 休職・停職・休業及び育児短時間勤務（地方公務員の育児休業等に関する法律第17条に規定する短時間勤務を含む。）の期間 | 年　　月　　日から　　　　　年　　月　　日まで※育児休業の場合：当該育児休業に係る子の生年月日（　　　　年　　月　　日生） |
| 年　　月　　日から　　　　　年　　月　　日まで※育児休業の場合：当該育児休業に係る子の生年月日（　　　　年　　月　　日生） |
| 年　　月　　日から　　　　　年　　月　　日まで※育児休業の場合：当該育児休業に係る子の生年月日（　　　　年　　月　　日生） |
| 減額改定以外の理由（降格、給料表間異動等）により給料月額が減額された場合（平成18年４月１日以降に限る。） | 減額日前日の年月日 | 減額前給料月額（退職日に適用している　給料表の額） | 給料表区分（退職時と相違する場合） |  |
| 年　　月　　日 | 　級　　号俸（調整給等　　　　　含む）円　 |

　　上記のとおり報告します。

　　なお、記載事項は全て事実と相違ないことを証明します。

　　　　　　令和　　　年　　月　　日

　　長野県市町村総合事務組合管理者　様

長氏名

　※　記入上の注意事項

　　１　退職手当請求欄について

　　　　「退職事由」において、「15　公益的法人派遣」、「16　構成市町村等へ移動」のいずれかに該当する退職をした場合又は職員が引き続いて職員以外の地方公務員等となり、職員としての勤続期間を通算することに定められている場合は記入しないこと。

　　２　退職報告欄について

　　（１）「退職時給料月額」は、調整給等がある場合は、調整率又は調整額を記入すること。

　　（２）「新条例適用年月日」は、当該団体が職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成17年法律第113号）第２条に準じた給料表に改めるものに限る。）を施行した日の該当に○印すること。

　　（３）「退職時所属市町村等以外の前歴における通算期間」は、該当に○印を付け、団体名を記入すること。なお、公益的法人等への一般職員の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）の規定に基づく市町村等の条例による派遣は、有に含めないこと。

　　（４）特別職の任期満了及び会計年度任用職員の任用期間満了に伴う退職事由は、「８　任期満了」に〇印すること。

　　（５）任期付職員及び臨時的任用職員の任用期間終了に伴う退職事由は、「９　任期終了」に〇印すること。

　　（６）「適用条項」は、職員の退職事由が下記表中の退職事由のいずれかに該当する場合は、退職事由及び勤続年数に対応する適用条項を記入すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 退職事由 | 勤続年数 | 適用条項 |
| 自己都合退職 | 20年未満 | 条例第３条第２項 |
| 20年以上 | 条例第３条第１項 |
| 定年退職 | 11年未満 | 条例第３条第１項 |
| 11年以上25年未満 | 条例第４条第１項 |
| 25年以上 | 条例第５条第１項 |
| 応募認定退職[１号]（年齢別構成適正化） | 11年未満 | 条例第３条第１項 |
| 11年以上25年未満 | 条例第４条第１項 |
| 25年以上 | 条例第５条第１項 |
| 勧奨退職 | 11年未満 | 条例第３条第１項 |
| 11年以上25年未満 | 条例第４条第１項 |
| 25年以上 | 条例第５条第１項 |
| 事務都合退職 | 11年未満 | 条例第３条第１項 |
| 11年以上25年未満 | 条例第４条第１項 |
| 25年以上 | 条例第５条第１項 |
| 応募認定退職[２号]（職制改廃・勤務公署移転） | ― | 条例第５条第１項 |
| 整理退職 | ― | 条例第５条第１項 |
| 任期満了（会計年度任用職員） | ― | 条例第３条第１項 |
| 任期終了（任期付職員・臨時的任用職員） | ― | 条例第３条第１項 |
| 公務上死亡退職 | ― | 条例第５条第１項 |
| 公務外死亡退職 | 11年未満 | 条例第３条第１項 |
| 11年以上25年未満 | 条例第４条第２項 |
| 25年以上 | 条例第５条第２項 |
| 公務上傷病退職 | ― | 条例第５条第１項 |
| 公務外傷病退職 | ― | 条例第３条第１項 |
| 通勤災害傷病退職 | 11年未満 | 条例第３条第１項 |
| 11年以上25年未満 | 条例第４条第２項 |
| 25年以上 | 条例第５条第２項 |
| 定年引上げ前の定年年齢に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者 | 11年未満 | 条例第３条第１項附則第34項 |
| 11年以上25年未満 | 条例第４条第１項附則第22項 |
| 25年以上 | 条例第５条第１項附則第23項 |

　　（７）「退職日の翌日の勤務先等」は、該当に○印を付け、できるだけ詳細に記入すること。

　　（８）「支給制限等に関する該当事項」は、該当に○印を付け、その他の場合は内容を記入すること。

　　　　　（その他の例：在職中の行為に対し退職後の起訴又は逮捕、懲戒処分を受ける前に死亡、在職期間中の行為が懲戒免職相当であると市町村長等が認めた　等）

　　（９）「調整額区分」は、その者が属していた職員の区分に応じて定める額（調整月額）のうち、その額の多いものから60月分を記入すること。ただし、次に掲げる者を除く。

　　　　①　退職手当の基本額が支給されない退職者

　②　勤続期間が９年以下の自己都合退職者